

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 20 日

各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部局
各都道府県認定こども園担当部局
各都道府県私立学校主管部（局）
各都道府県民生主管部（局）
各都道府県教育委員会
各指定都市・中核市子ども・子育て支援新制度担当部局
各指定都市・中核市認定こども園担当部局
各指定都市・中核市民生主管部（局）
各都道府県・指定都市消費者行政担当課 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官付
消費者庁消費者安全課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課

節分の豆等の食品による子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚起について

子ども・子育て支援施策の推進については、日頃より格段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成 28 年 3 月 31 日府子本第 192 号、27 文科初第 1789 号、雇児保発 0331 第 3 号）（以下「ガイドライン」という。）においてお示ししているところです。

昨年、教育・保育施設において節分の豆等の食品を原因とした、誤嚥による子どもの死亡事例が複数発生した状況を踏まえ、この度、消費者庁において注意喚起資料「食品による子どもの窒息・誤嚥事故に注意！ - 気管支炎や肺炎を起こすおそれも、硬い豆やナッツ類等は 5 歳以下の子どもには食べさせないで -」（別添 、 ）を作成・公表しておりますので周知いたします。

また、ガイドラインの関係部分の抜粋（別添）についても添付しましたので、御了知の上、これらの資料を貴管内の関係者に対して遅滞なく周知していただくとともに、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応に万全を期していただきますよう、お願いいたします。

（参考）

・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html>

・「食品による子どもの窒息・誤嚥事故に注意！」(消費者庁)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_047/

【本件連絡先】

内閣府子ども・子育て本部

TEL : 03-6257-1467 (直通)

消費者庁消費者安全課

TEL : 03-3507-9200 (直通)

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

TEL : 03-6734-3136 (直通)

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL : 03-5253-1111 (内線 4838)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL : 03-5253-1111 (内線 4853)